

学校法人尚綱学園寄附行為

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人尚綱学園と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を熊本県熊本市中央区九品寺二丁目六番七十八号に置く。

第二章 目的及び設置する学校

(目的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、人類社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

- 一 尚綱大学 生活科学部 栄養科学科
文化言語学部 文化言語学科
現代文化学部 文化コミュニケーション学科
- 二 尚綱大学短期大学部 幼児教育学科 総合生活学科 食物栄養学科
- 三 尚綱高等学校 全日制課程 普通科
- 四 尚綱中学校
- 五 幼保連携型認定こども園 尚綱大学短期大学部附属こども園

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 七人以上九人以内
 - 二 監事 二人
- 2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(常務理事)

第六条 理事（理事長を除く。）のうちから三人以内の常務理事を置くことができる。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。
- 3 常務理事は、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第七条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 尚綱大学長、尚綱大学短期大学部学長、尚綱高等学校長のうちから理事長が推薦し、理事会が承認した者 一人以上二人以内
- 二 評議員のうちから理事長が推薦し理事会が承認した者 三人
- 三 尚綱学園同窓会員の中より同窓会が推薦し理事会が承認した者 一人

四 前三号に規定する理事の過半数を以て選任された者 二人以上三人以内

2 前項の第一号及び第二号に規定する理事は、学長（校長）又は評議員の職を退いた時は、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第八条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

（役員任期及び補充）

第九条 役員中理事（第七条第一項第一号及び第二号に規定する理事を除く。）の任期は四年・監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

4 理事又は監事のうちその定数の五分之一を超えるものが欠けたときは、一ヶ月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第十条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分之三以上の出席した理事会において、理事総数の四分之三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了。

二 辞任。

三 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事長の職務）

第十一条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第十二条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長の職務の代理又は代行）

第十三条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

（監事の職務）

第十四条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文

部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第十五条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から十日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に附議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議日の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

10 前項の場合において、理事会に附議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。ただし、理事会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(業務の決定の委任)

第十六条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に附議しなければならない事項、その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(業務決定の特例)

第十七条 法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合の他、次に掲げる事項については理事総数の三分の二以上の議決がなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項。

二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。

三 私立学校法第五十条第一項第三号に掲げる事由に因る解散。

(議事録)

第十八条 議長は、理事会の開催の場所、日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第四章 評議員会及び評議員 (評議員会)

第十九条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十八人以上二十一人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に附議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議日の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。

9 前項の場合において、評議員会に附議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第二十条 第十八条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「出席した理事全員」とあるのは、「出席した評議員のうちから互選された評議員三人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十一条 次の事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項

二 事業計画

三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

四 寄附行為の変更

五 合併

六 目的たる事業の成功の不能による解散

七 解散（合併又は破産に因る解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定

八 寄附金品の募集に関する事項

九 寄附行為の施行規則に関する事項

十 その他学校法人の業務に関する重要事項で理事長に於て必要と認められた事項

(評議員の選任)

第二十二條 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

一 尚綱大学長、尚綱大学短期大学部学長、尚綱高等学校長。ただし、同号の役職を兼ねた場合は評議員定数を減ずることができる。

二 この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。この条中以下同じ。）のうちから、理事会において選任された者 四人

三 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、理事会において選任された者 三人

四 この法人の設置する学校の在学者の父兄、若しくは保護者のうちから、理事会において選任された者 四人

五 この法人に関係のある学識経験者で、前四号に規定する評議員の過半数をもって選任された者 四人以上七人以内

2 前項の第一号第二号及び第四号に規定する評議員が、学長（校長）、職員又は父兄若しくは保護者の職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第二十三條 評議員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第二十四條 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了。

二 辞任。

第五章 顧問

(顧問)

第二十五條 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べるものとする。

3 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

第六章 資産及び会計

(資産)

第二十六條 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十七条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第二十八条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行にやむを得ない事由があるときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第二十九条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生じる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計の処理)

第三十一条 この法人の会計処理は、学校法人会計基準により行う。

(予算)

第三十二条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十三条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に、決算及び事業の実績を監事の意見を附して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第三十四条 この法人は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第十四条第三号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第三十五条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三ヶ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十六条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第七章 解散

(解散)

第三十七条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事三分の二以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二項に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第三十八条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、他の学校法人その他教育の事業を行う公益法人のうちから出席した理事の三分の二以上の同意によって選定されたものに帰属する。

(合併)

第三十九条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第八章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第九章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第四十一条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 役員及び評議員名簿及び履歴書
- 三 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- 四 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十二条 この法人の公告は、この法人の学校掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第四十三条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 尚綱大学短期大学部幼児教育科は、改正後の寄附行為第四条第二号の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - 1 この寄附行為は、平成二十年四月一日から施行する。
 - 1 この寄附行為は、平成二十一年四月一日から施行する。
 - 1 この寄附行為は、平成二十二年四月一日から施行する。
 - 1 平成二十三年十二月八日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この改正寄附行為（平成二十四年四月一日）施行の際、現に役員又は評議員である者は、この改正寄附行為による役員又は評議員とみなす。ただし、その任期は、改正前寄附行為に基づく任期満了の日までとする。
 - 1 この寄附行為は、平成二十四年四月一日から施行する。
 - 1 平成二十八年二月二十六日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十八年四月一日から施行する。
 - 1 この寄附行為は、平成三十年四月一日から施行する。
 - 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和元年九月九日)から施行する。

この法人の組織変更当初の役員は左の通りとする。

(いろは順)

理事長	光島	賢正
理事	本田	弘一
	〃	高橋 守雄
	〃	築山 与伝
	〃	内藤 辰熊
	〃	福田 虎亀
	〃	淵田 寛
監事	出田	敬七郎
	〃	中島 義輝
	〃	内田 敏雄